

平成 20 年 8 月 27 日

岐阜市産業廃棄物不法投棄事案経過等報告について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1 行政代執行による現場内での工事開始について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課（内線 6276）

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画に基づいた行政代執行による現場内での工事を開始します。8月29日に、現場の仮設道路工事を開始し、準備工事に着手します。

(1) 仮設道路工事の開始日時

日 時 平成20年8月29日(金)午前10時から

場 所 ㈱善商の不法投棄現場内

内 容 現場最上部の注水区域を避けるため、道路を付け替える。
(工事期間12月10日まで)

なお、当日は、午前10時から重機等工事車両の搬入を行う予定です。

(2) 選別ライン及び破碎施設の解体

水質等モニタリング調査の行政代執行費用の請求に基づき差押えを行った選別ライン及び破碎施設について、7月31日に公売を実施いたしました。

この買受業者が、平成20年9月2日(火)から解体を行う予定です。

2 現場対策推進協議会の設置について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策課（内線 6276）

現場の対策工事開始にあわせ、工事の実施状況を確認する「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄現場対策推進協議会」を設置し、第1回会議を開催しました。

開催日時 平成20年8月20日(水)午前10時～11時30分

場 所 畜産センター2階会議室

構 成 常磐、岩野田、岩野田北、方県地区自治会連合会から推薦された委員8人

議事内容 ① 委嘱状交付
② 事業の概要説明
③ 現場視察

なお、この協議会は、8月29日に第2回会議を開催し、仮設道路工事の開始に立会う予定です。